

釧路短期大学学位規程

第1条（目的）

この規程は、学校教育法第68条第1項、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び釧路短期大学学則（以下「学則」という）第18条に基づき、釧路短期大学（以下「本学」という）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（付記する専攻分野）

本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活科学
- (2) 食物栄養
- (3) 幼児教育

第3条（学位授与の要件）

短期大学士の学位は、学則第18条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

第4条（学位の授与）

教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

第5条（学位の名称）

本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「釧路短期大学」と付記するものとする。

第6条（学位授与の取消）

学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

第7条（その他）

この規程に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

この改正は、平成27年4月1日から施行する。